

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

9月16日発行

Vol.467

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



9/12 (土)

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

福島ロボットテストフィールド開所式

12日、福島ロボットテストフィールドの開所式が開催されました。

福島ロボットテストフィールドは、福島イノベーション・コースト構想の核となる研究開発拠点で、3月31日に全面開所しました。

現在、21の企業・団体が入居しており、既に200件を超える実証実験が行われるなど、最先端のロボット研究・開発が進められています。



2ページをご覧ください。

★次号の浜通り×さんじょうライフは、
10月1日(木)お届けの予定です。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- 福島ロボットテストフィールド開所式 2
- 新型コロナウイルス感染症に係る要請 2

●被災自治体News

- 南相馬市 3
- 浪江町 10
- 双葉町 11

●三条市News

- 新型コロナウイルス感染症に関する
市民の皆様等へのお願い等（更新） 12
- 高齢者のインフルエンザ予防接種
（三条市内で接種する方） 14

●新潟県

- 東日本大震災により大熊町および
双葉町から避難されている方々
に対する応急仮設住宅の供与期間を
令和4年3月末日まで延長します 11
- 県外避難者の受入状況 13

●交流ルームひばり通信

- 渡邊幸藏さんからお米を頂戴する
ことになりました 15
- 9月・10月の「ひばり」 16



9/12 土

福島ロボットテストフィールド開所式

12日、福島ロボットテストフィールドの開所式が開催されました。

式には、田中復興大臣や赤羽国土交通大臣などが出席し、内堀県知事が式辞を述べました。

福島ロボットテストフィールドは、福島イノベーション・コースト構想の核となる研究開発拠点で、3月31日に全面開所しました。現在、21の企業・団体が入居しており、既に200件を超える実証実験が行われるなど、最先端のロボット研究・開発が進められています。

式終了後、招待者の皆様は、人工的に風を作り出し、飛行機器の影響を解析することができる実験施設「風洞棟」に立ち寄り、ドローンの飛行実験を見学しました。



9/11 金

新型コロナウイルス感染症に係る要請

福島県内では8月にこれまでで最多となる72人の新規感染者が確認され、市内においても9月に入り連日新規感染者が確認される中、作業員などを多数雇用する事業者に対し、改めて感染対策の実施を要請しました。

これは、新規感染が続く中、特に大規模事業所でのクラスター発生を危惧してのものです。



(写真は環境省福島地方環境事務所浜通り北支所)

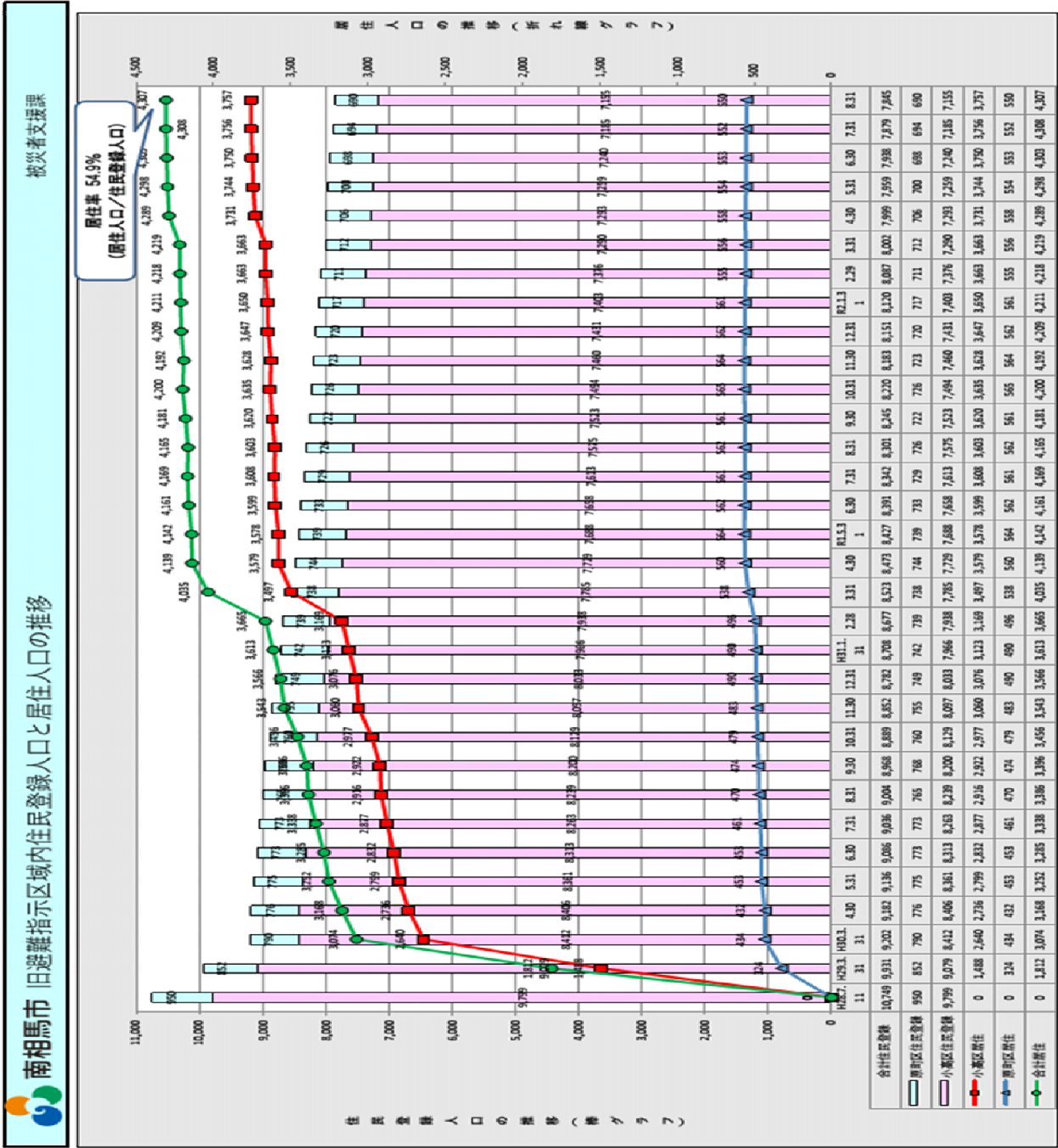


南相馬市からののお知らせ

旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移（8月31日現在）

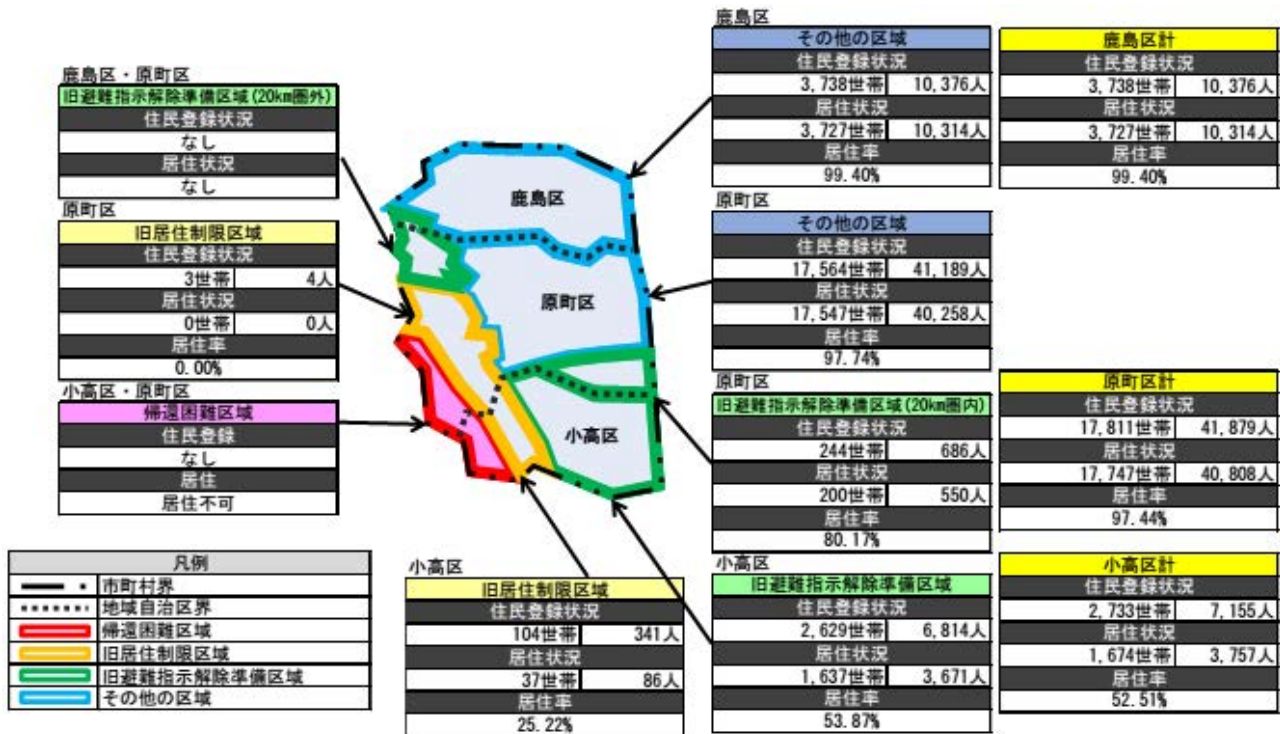
9月14日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、8月31日現在で4,307人となり、同区域内の住民登録人口（7,845人）に占める居住率は54.9パーセントになりました。



避難指示区域別の世帯数と人口（8月31日現在）

9月14日HP更新



区名	避難指示 区域分類	世帯 人口	住民登録		令和2年8月31日時点で住民登録が有る者の実際の居住先					
					市内				市外	
			旧避難指示区域内		その他		計			
H23. 3. 11	R2. 8. 31	居住数	うち65歳以上	居住数	うち65歳以上	居住数	うち65歳以上			
小高区	帰還困難 区域	世帯	1	0	0		0		0	0
		人口	2	0	0	0	0	0	0	0
避難指示区域計		世帯	1	0	0		0		0	0
		人口	2	0	0	0	0	0	0	0
小高区	旧居住 制限区域	世帯	127	104	40		35		75	64
		人口	532	341	96	50	102	39	198	143
	旧避難指示 解除準備区域	世帯	3,664	2,629	1,634		439		2,073	1,038
		人口	12,308	6,814	3,661	1,776	901	337	4,562	2,113
	計	世帯	3,791	2,733	1,674		474		2,148	1,102
		人口	12,840	7,155	3,757	1,826	1,003	376	4,760	2,202
原町区	旧居住 制限区域	世帯	7	3	0		2		2	1
		人口	12	4	0	0	3	2	3	1
	旧避難指示 解除準備区域	世帯	377	244	200		30		230	43
		人口	1,427	686	550	271	43	21	593	93
	計	世帯	384	247	200		32		232	44
		人口	1,439	690	550	271	46	23	596	94
旧避難指示区域計		世帯	4,175	2,980	1,874		506		2,380	1,146
		人口	14,279	7,845	4,307	2,097	1,049	399	5,356	2,489
原町区	その他区域	世帯	16,401	17,564	0		17,082		17,082	1,009
		人口	45,677	41,189	0	0	39,317	13,665	39,317	13,665
鹿島区	その他区域	世帯	3,462	3,738	0		3,686		3,686	106
		人口	11,603	10,376	0	0	10,206	3,647	10,206	3,647
その他区域計		世帯	19,863	21,302	0		20,768		20,768	1,115
		人口	57,280	51,565	0	0	49,523	17,312	49,523	17,312
合計		世帯	24,039	24,282	1,874		21,274		23,148	2,261
		人口	71,561	59,410	4,307	2,097	50,572	17,711	54,879	19,808

- 1 住民登録人口は住民基本台帳に令和2年8月31日までに入力されたデータを基に算出。
- 2 居住人口は避難者等情報管理システムを基に算出。
- 3 世帯員が異なる場所に避難をしているケースがあるため、住民登録世帯数と実際の居住世帯数は異なる。
- 4 その他区域…避難指示区域・旧避難指示区域を除いた区域。

問い合わせ

復興企画部 被災者支援課 被災者支援係

TEL 0244-24-5223

高齢者インフルエンザ定期予防接種のお知らせ

9月15日HP更新

接種期間

10月1日(木)～12月31日(木)

**三条市内で接種する方は、
14ページをご覧ください。**

対象者

南相馬市に住民票を有する方で、ワクチン接種日時点で次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の方
- (2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方

注意 身体障がい者手帳1級（心臓、じん臓もしくは呼吸器）相当の方

接種費用

無料 ※市内・県内の指定医療機関で接種する場合

注意 生活保護受給者の方は、医療機関窓口で生活保護受給証明書を提示してください。

接種回数

実施期間中 一人1回 ※2回目以降は全額自己負担となります。

接種場所

市内・県内指定医療機関

▶ 市内実施医療機関一覧

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/20200907_9z6i1.pdf


▶ 福島県医師会ホームページ広域予防接種実施医療機関

<http://www.fukushima.med.or.jp/yobou/>


持ち物

健康保険証

※ 対象者(2)に該当する方は身体障がい者手帳もお持ちください。

▶ インフルエンザ予防接種予診票（市内で受ける場合、医療機関にあります）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/20200914_05yj7.pdf


問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康企画係

TEL 0244-23-3680

小児用インフルエンザワクチン接種費用の一部を助成します

9月15日HP更新

実施期間

10月20日(火)～令和3年1月31日(日)

都合により、10月上旬に接種された場合も助成の対象となります。

助成対象者

ワクチン接種日に南相馬市に住民登録(住民票)のある方で、生後6カ月から中学3年生までの方

助成額

1回当たり 2,000円以内

注意 2,000円を超えた額については、自己負担となります。

例：1回 3,000円の場合

2,000円は南相馬市から助成、1,000円は自己負担。

接種回数

- ・ 生後6カ月から12歳まで…………… 2回
- ・ 13歳から中学3年生まで…………… 1回

注意 2回接種する場合、1回目接種から4週間をあけて2回目接種するのが望ましいとされています。詳細は医療機関にお問い合わせください。

持ち物

健康保険者証、母子健康手帳（年齢および住所が確認できるもの）

接種方法・助成申請手続き

1 市内の医療機関で接種される方

申請は不要です。

2,000円を超えた金額を医療機関の窓口でお支払いください。

2 市外の医療機関で接種される方

助成申請が必要です。

一度、接種費用を全額負担していただき、次ページ記載の〈申請に必要な書類〉を健康づくり課（各保健（福祉）センター）へ提出してください。

助成額が後日振り込みになります。

次ページへ続きます 

〈申請に必要な書類〉

- (1) 小児用インフルエンザワクチン接種費用助成申請書（償還払用）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/20200907_8x2yp.pdf

- (2) 医療機関発行の領収書 **注意** 領収書がないと申請は受け付けられません。
- (3) 母子健康手帳（接種日記載のページ）または接種済証明細書など、接種日が確認できるもの
- (4) 振込先預金通帳（原則、申請者(保護者)の口座名義および口座番号がわかる部分のみでかまいません。）

注意 申請者(保護者)以外の口座に振り込みを希望する場合は、同意書が必要になりますので、事前に健康づくり課（原町保健センター）にお問い合わせください。

【郵便による手続き】

小児用インフルエンザワクチン接種費用助成申請書（償還払用）を記入の上、〈申請に必要な書類〉の(2)、(3)、(4)の写しを添えて、下記にお送りください。

【郵送先】

〒975-0011

南相馬市原町区小川町322-1（原町保健センター）

南相馬市役所 健康づくり課

振り込みまでの期間

申請から交付（振り込み）まで1カ月程度かかります。

助成申請書の提出期限

令和3年3月31日(水) ※必着

※ 期限を過ぎた場合、助成対象外となりますので、ご注意ください。



問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康企画係

TEL 0244-23-3680

第8回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭

9月15日HP更新

第8回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭を規模縮小し開催します。

今年の市鎮魂復興市民植樹祭は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参加者を南相馬市民に限定し、参加者数や植樹本数、植樹面積を例年の1/10程度に規模を縮小し、開催します。

とき

10月25日（日）午前10時開会（9時受付開始）

注意 雨天決行・荒天中止

ところ

南相馬市原町区萱浜字東蔵前地内（海岸防災林）



内容

植樹、記念植樹(第62回相馬地方植樹祭共同開催によるもの)

服装・持ち物

汚れてもよい動きやすい服装・運動靴（または長靴）、帽子
飲み物、軍手、ハンドシャベル、タオル、雨具（かっぱ）など

次ページへ続きます

申込方法

▶ 第8回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭 参加申し込みフォーム

https://www.city.minamisoma.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/92?page_no=12806



または、申込書に必要事項を記入のうえ、持参・ファクス・郵送・電子メールにてお申込みください。

▶ 第8回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭申込書

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/22/20minamisoumaA40902.pdf>



【申込先】

南相馬市鎮魂復興市民植樹祭実行委員会事務局
 （南相馬市経済部農林整備課内）
 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地（北庁舎2階）
 電子メール：norinseibi@city.minamisoma.lg.jp

問い合わせ 経済部 農林整備課 林業係 TEL 0244-24-5378

 **みなみそうまチャンネル**
 南相馬市

 電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663
 （平日のみ 午前9時～午後5時）

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [9/11～9/18]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 第29回 南相馬市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 [24分]
3. 「新しい生活様式」を定着させよう [7分]
4. 2020年少し寂しい夏 夜空に咲いた大輪の華 [6分]
5. 南相馬見聞録 あれから…75年目の夏 [8分]
6. 第28回 南相馬市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 [12分]
7. リクエストアワーのお知らせ [1分]





浪江町からのお知らせ

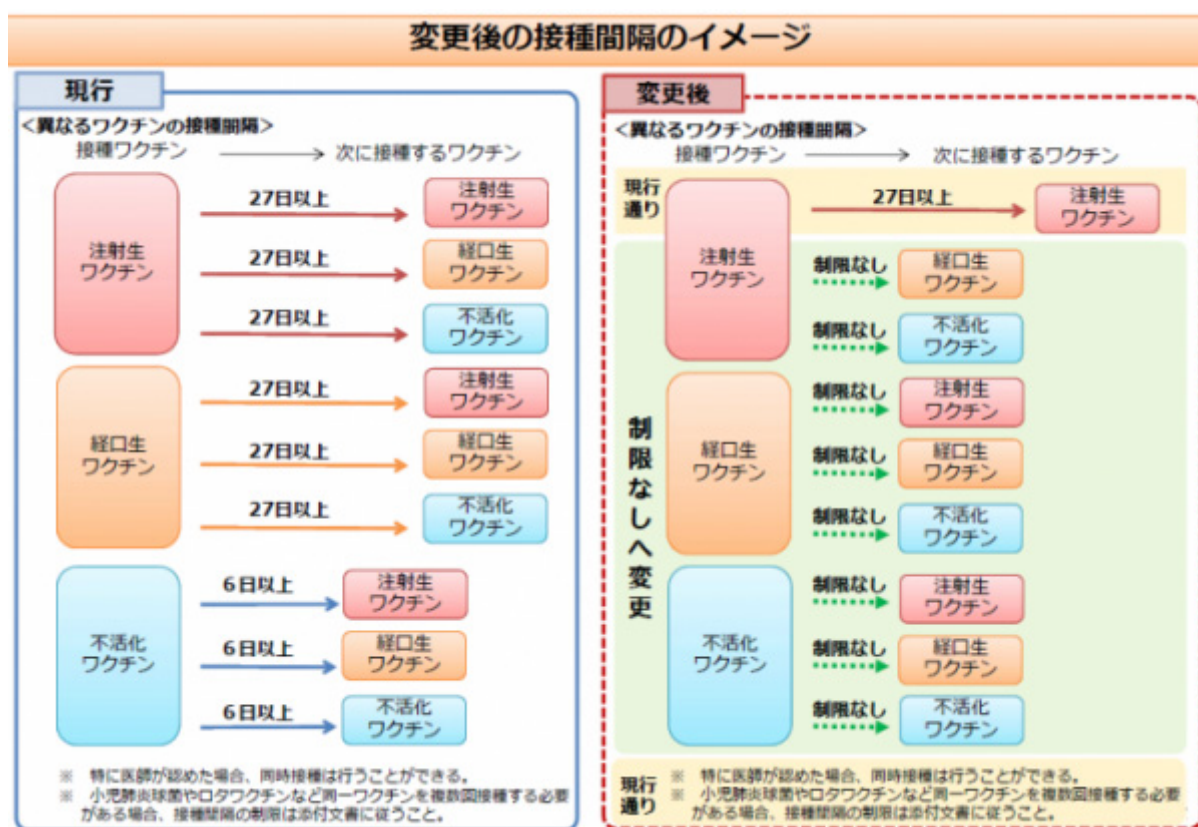
10月1日から、異なるワクチン間の接種間隔の制限が、一部撤廃されます

9月9日HP更新

異なるワクチン間の場合、接種してから次のワクチンを接種するまでに、一定の間隔をあける必要がありました。従来は生ワクチンなら接種してから27日以上、不活化ワクチンなら接種してから6日以上の間隔をあげないと次のワクチンを接種することができませんでした。

しかし、この度、定期接種実施要領の改正に伴い、10月1日から、その制限が一部緩和されることとなりました。今後は下表の変更後のとおり、注射の生ワクチン間のみ接種してから27日以上あけることとし、その他のワクチンについては制限がなくなりました。

ただしあくまでも異なるワクチン間の接種間隔についてですので、同一ワクチンを複数回接種する際の接種間隔の制限は従来どおりとなりますのでご注意ください。



各ワクチンの分類

- ・注射生ワクチン…BCG・MR・麻しん・風しん・水痘・おたふくかぜ
- ・経口生ワクチン…ロタウイルス
- ・不活化ワクチン…Hib・肺炎球菌・四種混合・不活化ポリオ・日本脳炎・二種混合(DT)・ヒトパピローマウイルス(HPV)・インフルエンザ など

問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0240-34-0249



双葉町からのお知らせ

生活物資支援事業のお知らせ

9月9日HP更新

毎年年末に、町民の皆さまへ配送している生活物資につきまして、今年も避難世帯ごとに「ゆうパック」にて12月中の配送を予定しています。

原則として、届け先は町に届出のある避難先にしてはいますが、例年「保管期間満了」や「あて所なし」で多くの生活物資が戻ってきています。

このようなことから、今年度も昨年度と同様に7月に往復はがきにより実施した生活物資支援意向確認で希望のあった世帯にのみ配送することとなります。

なお、「意向確認の回答はがき」を出し忘れていた方は、10月16日（金）までにははがきを出していただくか、またはお問い合わせ先までご連絡ください。（10月17日以降は受け付けいたしませんので、ご了承ください。）

問い合わせ

生活支援課

TEL 0246-84-5419



新潟県

東日本大震災により大熊町および双葉町から避難されている方々に対する 応急仮設住宅の供与期間を令和4年3月末日まで延長します

9月8日

県では、福島県からの要請を受け、平成23年7月から、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げ、避難されている方々に供与しています。この期間については、現在、令和3年3月末日までとしているところです。

このたび、福島県から本県に対し、下記市町村からの避難者への供与期間を令和4年3月末日までとするよう延長要請がありました。

については、福島県の要請を受け、次のとおり応急仮設住宅の供与期間を延長することとします。

- 1 供与期間の延長 延長する市町村（2町） 大熊町および双葉町
- 2 令和4年4月以降の延長 福島県が今後判断する。

問い合わせ

震災復興支援課 広域支援対策係

TEL 025-282-1732



新型コロナウイルス感染症に関する 市民の皆様等へのお願い等（更新）

小池東京都知事が都外への移動の自粛要請の終了を発表したことなどを踏まえ、当市がこれまで講じてきた東京都などとの往来等に関する措置を一部を除き終了したことを受け、9月12日に三条市長がメッセージを出しました。

新型コロナウイルス感染拡大の防止のための取組に対するお礼(9月12日)

5月25日に全ての都道府県において緊急事態の解除が宣言された後、東京都などで再び感染者数の増加が続いたことを受け、三条市では、7月以降、三条市職員の東京都などへの職務上の往来等を禁止するとともに、市民の皆様にも東京都などへの往来等を自粛くださるようお願いしてきたほか、東京都などにお住まいの方に市内公共施設の利用を御遠慮いただく措置などを講じてまいりました。

こうした中、全国的に感染者数は減少傾向にあり、9月10日には、東京都においても小池東京都知事が都外への移動の自粛要請の終了を発表するなどしたことを受け、これまで講じてまいりました措置について、県知事が引き続き県外への移動の自粛を要請している熊本県を除き終了することとしました。

この間、皆様には、感染の拡大防止に向けてそれぞれのお立場から様々な御協力をいただき、その結果、三条市民で新型コロナウイルスに感染された方は、現在お二人に止まっております。

夏休みやお盆の時期と重なり、本来であれば親族や古くからの友人との久しぶりの再会を心待ちにされていた方も数多くいらっしゃると思いますが、帰省を控えるなどし、そうした貴重な機会を断念してくださった皆様の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

政府におきましては、感染防止が徹底され、クラスター（感染集団）が発生していないとの認識の下、先日、感染症対策として行っているイベントの参加人数の制限を19日から緩和する案を示すととともに、10月からは「Go To トラベル事業」の対象にこれまで全国で唯一除外されていた東京都を追加する案を示しました。

次ページへ続きます 

また、新潟県におきましても、新規感染者数が減少傾向にあるとして、7月31日に発令した新型コロナウイルスの感染状況を示す県の独自基準で最も警戒レベルの低い「注意報」を9月8日に解除しています。

このように、現在、新型コロナウイルスの感染拡大に一定の区切りを得ることができたことにつきまして、これまでの皆様の感染拡大の防止に向けた御努力に改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、人との距離の確保や手洗い等の徹底、各業界団体が示した業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止のための取組など、「新しい生活様式」を実践しながら、日々の生活や社会経済活動を意識的に以前の状態に戻していただきますようお願いいたします。

三条市といたしましても、引き続き国や県と連携しながら、感染拡大の防止と私たちの日々の生活や社会経済活動の両立に向けた対策に取り組んでまいりますので御理解と御協力をお願いします。

令和2年9月12日

三条市長 國定 勇人



新潟県

県外避難者の受入状況

市町村把握分

市町村	人数
新潟市	925
長岡市	208
三条市	69
柏崎市	530
新発田市	146
小千谷市	-
加茂市	9
十日町市	15
見附市	16
村上市	64

市町村	人数
燕市	60
糸魚川市	3
妙高市	5
五泉市	22
上越市	42
阿賀野市	31
佐渡市	26
魚沼市	6
南魚沼市	10
胎内市	43

市町村	人数
聖籠町	-
弥彦村	7
田上町	-
阿賀町	-
出雲崎町	-
湯沢町	7
津南町	-
刈羽村	31
関川村	-
粟島浦村	-
合 計	2,275

(7/31 2,276)

8月31日現在

区 分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	5
2 借上げ仮設住宅	40
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	2,230
1+2+3 (市町村把握分)	2,275
4 病院	0
5 社会福祉施設	7
合 計	2,282

(7/31 2,284)

問い合わせ

震災復興支援課 広域支援対策係

TEL 025-282-1732

高齢者のインフルエンザ予防接種 (三條市内で接種する方)

季節性インフルエンザは罹患(りかん)率が高く、高齢者や慢性疾患がある人は、肺炎や気管支炎を引き起こして重症になることもあります。そこで、これらの方にインフルエンザ予防接種を実施します。

■実施期間

10月1日(木)～令和3年3月31日(水) ※医療機関の休診日を除く。

■対象

- ① 接種日現在で満65歳以上の方
- ② 接種日現在満60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがあり、個別に案内が届いた方
- ③ ①または②に該当し、東日本大震災で避難している方

■接種回数

実施期間中に1回

■実施場所

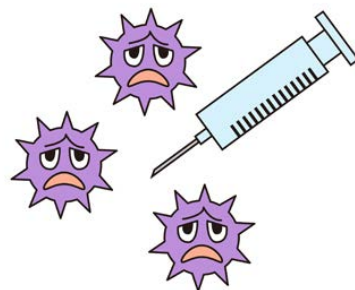
市内および県内の指定医療機関

※事前予約が必要です。希望の医療機関に直接お問い合わせください。

※令和2年度の三條市内の指定医療機関については、健康づくり課か、かかり付け医に問い合わせください。

また、10月1日に三條市ホームページにも掲載します。

- ・「高齢者等の予防接種(肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ)」



■接種費用(自己負担額)

1,650円

※生活保護世帯の方は無料です。被保護者証明書を医療機関窓口に提示してください。

■持ち物

健康保険証 ※②に該当する方は身体障がい者手帳もお持ちください。

※「予診票」「受診券」などは医療機関にあります。

問い合わせ

三條市役所 健康づくり課 健診係

TEL 0256-34-5443

渡邊幸藏さんから お米を頂戴することになりました

下田の渡邊幸藏さんから、5月にたくさんのお米をいただきましたが、今月もまたいただくことになりました。

いつも避難者のことを気にかけてくださり、大変ありがたく感謝申し上げます。

配布は下記のとおり行いますので、期間内に引換券を「ひばり」までお持ちください。



配布期間 **9月27日(日)～10月4日(日)**

配布場所 交流ルーム「ひばり」
※交流ルーム「ひばり」の開設時間は、
裏表紙カレンダーで確認ください。

対象 家族1人につき 1袋(5kg)

★★★★ お願い ★★★★★

お越しの際は、
マスク着用をお忘れなく!!

また、お子さんは
お連れにならないでください。

※申し訳ございませんが、お届けはできません。

※期間内に受け取れない場合は、交流ルーム「ひばり」までご相談ください。

※ご連絡がないまま期限を過ぎてしまったお米は、適切な方法で有効に使わせていただきますので、ご了承ください。

今週号と一緒に
お配りした引換券を
必ずご持参ください。

お米引換券

世帯の代表者のお名前をご記入ください。 様

引換期間内に受け取りにお越しください。

●引換期間 **9月27日(日)～10月4日(日)**
【注意】交流ルーム「ひばり」の開設時間は、浜通り×さんじょうライフ裏表紙のカレンダーでご確認ください。

●受取場所 交流ルーム「ひばり」(三条市総合福祉センター内)

※お米は、ご家族1人につき1袋(5kg)です。
※期間内に受け取れない場合は、
交流ルーム「ひばり」までご相談ください。
※ご連絡がないまま期限を過ぎてしまったお米は、
適切な方法で有効に使わせていただきますので、ご了承ください。

この引換券を必ずご持参ください。

交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650

問い合わせ 交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

9月・10月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				9/17	18	19
				ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
20	21	22	23	24	25	26
午前10時 ～午後3時	敬老の日 ひばり休み	秋分の日 ひばり休み	午前10時 ～午後1時	ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み
27	28	29	30	10/1	2	3
午前10時 ～午後3時	ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ～午後1時	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時～午後3時
水 午前10時～午後1時

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市役所 福祉課

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2020.9.16現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	16	42
原町区	4	5
南相馬市 計	20	47
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	29	69

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511